

JBA 総発第 28016 号
2016 年 5 月 12 日

熊本県バスケットボール協会所属
チーム責任者、競技者、審判、コーチの皆様
熊本地震にて被災された皆様

公益財団法人日本バスケットボール協会

「熊本地震」による登録料免除措置について

このたびの熊本地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当協会では、熊本地震にて被災されたバスケットボールファミリー（登録者）への支援の一環として、下記の通り、今年度の登録料（チーム加盟料・競技者登録料・審判登録料・コーチ登録料）の免除措置を行うことといたしました。

なお、これに伴い、システム（TeamJBA）の一部改修を行いますので熊本県協会所属でこれから登録手続きを行う方は、5月14日（土）以降に登録手続きを行っていただきますようお願いいたします。

当協会といたしましては、各大会での募金活動や被災地におけるバスケットボールクリニックの実施など含めた支援活動を行い、被災地の1日でも早い復旧、復興に寄与していきたいと考えております。

記

1. 対象者

- (A) 熊本県協会所属のチーム、競技者、審判、コーチ
- (B) 熊本県協会以外の都道府県協会所属で熊本地震にて被災された皆様
（市町村発行の罹災証明書の発行を受けた方）
* 大分県協会所属の方、被災後に熊本県以外の都道府県で登録される方等

2. 免除内容

2016年度のチーム加盟料、競技者登録料、審判登録料、コーチ登録料

3. 対応方法

(A) 熊本県協会所属のチーム、競技者、審判、コーチ

- ① 2016年5月14日以降に登録手続きを行った場合は、登録料の請求（支払）を行わずに登録完了といたします（請求が発生しないようシステムを一部改修いたします）。
- ② 既にお支払いいただいた2016年度の登録料については、チーム単位または個人単位（審判、コーチの場合）にて返金手続きを行います。
※5月下旬以降、対象者の方にご連絡させていただきます。

(B) 熊本県協会以外の都道府県協会所属で熊本地震にて被災された皆様

登録手続きおよび登録料のお支払いを行っていただいた後、後日市町村発行の罹災証明書
の提出をもってお支払いいただいた登録料の全額を返金いたします。

※申請方法については後日当協会公式ホームページにてご案内いたします。

4. その他特記事項

▶2016年5月13日10時現在で、登録手続き中(請求中・承認済(未納))のチーム・競技者については、13日中にチーム・競技者の所属を完了させる対応を行いますので、請求書出力・支払い手続きを行わないようにしてください。また、現在請求中のチームについては請求取消が行われ、その旨の通知が行われますが、請求書の再発行を行わないようにしてください。

▶2016年5月13日10時現在で、登録手続き中(請求中)の審判・コーチについては、別途対象者宛にご連絡をさせていただきますので、支払い手続きを行わないようにしてください。

▶2016年5月14日以降、熊本県で登録を行った後、他の都道府県協会へ移籍を行った場合、登録料の請求が発生いたします。この場合、「3. 対応方法(B)」と同様に、後日返金をさせていただきます。

▶登録料免除措置の他、登録期限までに手続きができない場合などは状況をお伺いさせていただきます、個別に対応させていただきます。

<本件に関する連絡先>

JBA 総務部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-27 後楽鹿島ビル 6階

TEL 03-4415-2020

FAX 03-4415-2021